平成２３年（フ）第５２８号
大阪府貝塚市名越674番地西出マンション26号
債務者　蔭地野正和
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目２番12号
債務者　門寺　利隆
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
大阪府泉大津市田中町11番27―1103号
債務者　門通　俊一
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
大阪府泉大津市田中町11番27―1103号
債務者　門通　澄子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
大阪府和泉市小田町２丁目11番28号
債務者　横田多美子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
大阪府岸和田市中町４番18号、前住所大阪府岸和田市加守町２丁目１番23―201号
債務者　山田　初代
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
大阪府貝塚市加治60番地７アクアコート貝塚403号
債務者　本間　典子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
大阪府泉大津市助松団地１番１―506号、前住所大阪府泉大津市綾井９番地の１サンシティ綾井106号
債務者　高津　　牧（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３ファミリープラザ泉北光明池Ｂ棟714号
債務者　紙の樹工房こと　井上　可織
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
大阪府岸和田市中北町８番２号
債務者　谷野装飾こと　谷野　竜治
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番13号ハイツセジュールＢ202号
債務者　前畑　純子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５号
香川県高松市一宮町1311番地
債務者　山口　智和（旧姓宮武）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２３９号
香川県高松市国分寺町新居1572番地５
債務者　吉田　記子（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２７１号
香川県高松市上之町２丁目９番５号　サンライフ上之町Ｃ棟202号室
債務者　北條　廣美（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２１１号
長崎県長崎市虹が丘町７番10号―101号
債務者　岳野　俊幸
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷264番地12、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷1006番地60
債務者　竹谷　慎治
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
静岡県菊川市川上2406番地
債務者　渡邊　政代
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
香川県善通寺市下吉田町720番地１　コーポのぞみ206号
債務者　横山　健太
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　高松地方裁判所丸亀支部